

# 生物多様性国家戦略の見直しの視点

～ 生物多様性の保全とその持続可能な利用～

平成19年5月29日

経済産業省製造産業局生物化学産業課

## ～ 生物多様性国家戦略見直しの視点～ (その1)

生物資源の「持続可能な利用」は、生物多様性条約（第1条）に規定されているように、「多様性の保全」とともに、実現すべき重要な課題である。

< 生物多様性条約 >

第1条 目的

この条約は、生物の多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用及び遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ  
衡平な配分をこの条約の関係規定に従って実現することを目的とする。

しかし、新・生物多様性国家戦略(平成14年3月)は、「持続可能な利用」について触れつつも、「生物多様性保全に配慮した持続可能な利用が営まれるよう」「利用に当たっては・・・保全を基本として」と記述されており、「持続可能な利用」は、「保全」を前提とした位置付けとなっている(参考1)。

生物多様性国家戦略は、生物多様性条約第6条に基づき、「生物多様性の保全」と「持続可能な利用」に係る政府の施策と取組みの方向を示すもの。

< 生物多様性条約 >

第6条 保全及び持続可能な利用のための一般的な措置

締約国は、その個々の状況及び能力に応じ、次のことを行う。

(a) 生物の多様性の保全及び持続可能な利用を目的とする国家的な戦略若しくは計画を作成し、・・・。

(参考)

生物資源のうち微生物資源は、清酒、味噌、醤油等の発酵食品の製造に利用されるとともに、医薬品等の材料として、また、有害な汚染物質の分解に利用される等、人類の安全で安心な暮らしの実現に貢献するものであり(参考2)、「持続可能な利用」が重要である。

## ～ 生物多様性国家戦略見直しの視点～ (その2)

生物多様性条約発効(平成5年[1993年])を契機として( )、フィリピン、インド、ブラジル等の資源保有国において、生物資源の取得の許可制、高い利益配分率の設定等を規定した法律等が制定され、その利用が停滞している。

生物多様性条約では、生物(遺伝)資源に国の主権が認められ、海外の生物(遺伝)資源を利用、移転するためには、資源保有国の法律等に従い、許可等を得るとともに(第15条第1項)、利用から生じる利益を資源保有国へ公正かつ衡平に配分することが必要とされている(第15条第7項)。

< 生物多様性条約 >

第15条 遺伝資源の取得の機会

- 1 各国は、自国の天然資源に対して主権的権利を有するものと認められ、遺伝資源の取得の機会につき定める権限は、当該遺伝資源が存する国の政府に属し、その国の国内法令に従う。
- 7 締約国は、遺伝資源の研究及び開発の成果並びに商業的利用その他の利用から生ずる利益を当該遺伝資源の提供国である締約国と公正かつ衡平に配分するため、・・・立法上、行政上又は政策上の措置をとる。

生物多様性条約締約国会議(COP)等において、「持続可能な利用」の重要性にかんがみ、長年、「持続可能な利用」を如何に進めるかについて議論が行われており、平成18年に行われたCOP8での決議によって、我が国での開催が想定されているCOP10(平成22年)までに、「生物資源の利用から生じる利益の資源保有国への公正かつ衡平な配分」のあり方について、結論を得ることとされている。

また、OECDにおいては、生物資源の利用の議論の膠着状況を打開するため、国外の生物資源の利用を円滑に行う方策として、途上国も含めた世界各国の生物資源機関の質の向上、保存されている生物資源の共有化、移転の円滑化等のための生物資源機関のグローバル・ネットワークのあり方について検討が行われており、来春に報告書の公表が予定されている。

## ～ 生物多様性国家戦略見直しの視点～ (その3)

こうした中、我が国では、(独)製品評価技術基盤機構(NITE)に生物遺伝資源センターが設立(平成14年4月)され、国内の微生物資源の収集、保存、提供を行うとともに、資源保有国との国際的取組み( )の実施等により、資源保有国への技術移転、我が国企業への海外の微生物資源の利用機会の提供等を行い、微生物資源の「持続可能な利用」の促進を図ってきている(参考3)。

二国間の取組みとして、インドネシア(平成14年)、ベトナム(平成16年)、ミャンマー(平成16年)、タイ(平成17年)、中国(平成17年)、モンゴル(平成18年)の6か国の政府機関及び傘下の研究機関との間で、信頼関係を築きつつ、微生物資源の保全と利用に関する二国間取決めを締結し、海外の微生物資源の保全と持続可能な利用のための取組みを実施。これにより、途上国に微生物資源の保全や収集、利用に関する技術を移転するとともに、我が国企業に途上国の豊富な微生物資源の利用の機会を提供。

多国間の取組みとして、日本、韓国、中国、インドネシア等12か国による微生物資源の保全と利用を目的としたアジア・コンソーシアムを設立(平成16年10月)し、各国の微生物資源機関とのネットワークの構築により、人材育成、保存されている微生物資源の共有化等の取組みを実施。

このため、「生物資源の利用から生じる利益の資源保有国への公正かつ衡平な配分」のあり方については、COP10までに結論を得ることが期待されていることから、生物多様性国家戦略の見直しにおいては、微生物資源の「持続可能な利用」について積極的な位置付けを行うとともに、我が国とアジア諸国との実績、経験を基に、一律の法的枠組みより実質的な協力関係を構築していくことの必要性を記述することが望まれる。

## (参考1) 新・生物多様性国家戦略における「持続可能な利用」の記述

---

### 第3部 生物多様性の保全及び持続可能な利用の基本方針

#### 第1章 施策の基本方向



#### 第1節 3つの方向

#### 3 持続可能な利用

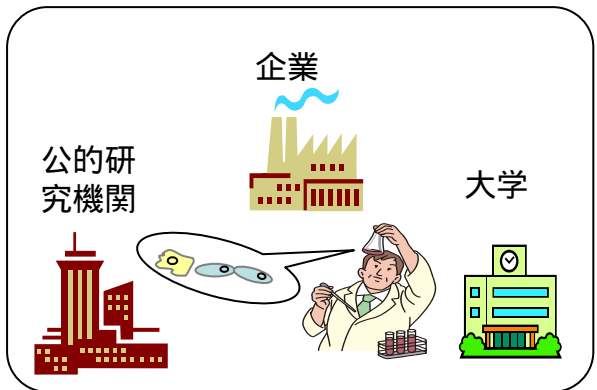
「 国土全体の生物多様性を保全するためには、人の生活・生産活動が行われている里地里山等中間地域や都市地域などを含む国土全体を対象として、生物多様性保全に配慮した持続可能な利用が営まれるようにすることが大変重要な課題となります。」

「 国土の利用、自然資源の利用に当たっては、現に生物多様性保全上重要な場所については保全を基本として悪影響を回避すること、・・・。」

(参考2) 微生物資源の持続可能な利用 ~安全で安心な暮らしの実現に貢献~

探索・収集	保存
	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内の極限環境</li> <li>・アジア等の資源国</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有用微生物(国内外)</li> <li>・発明者の知的財産</li> </ul>


研究開発・産業化のための材料提供



安全で安心な暮らしの実現に貢献

微生物資源の実用化例

バイオプロセスを用いたものづくり(医薬品、バイオ燃料等)  
 有害な汚染物質等の分解(環境修復、土壌改良)  
 伝統的な発酵食品の生産(清酒,味噌,醤油等の製造)  
 抗菌加工製品等の性能試験(JIS等の試験菌株)等



(参考3) NITEによるアジア地域での二国間、多国間の取組み

【二国間の取組み】

インドネシア

- ・2002年 MOU及びPA
- ・5,300株を保存、提供

ベトナム

- ・2004年 MOU及びPA締結
- ・2,300株を保存、提供

ミャンマー

- ・2004年 MOU及びPA締結
- ・3,300株を保存、提供

タイ

- ・2005年 MOU及びPA締結
- ・360株を保存、提供

中国

- ・2005年 MOU締結
- ・PAの内容について検討中

モンゴル

- ・2006年 MOU及びPA締結
- ・1,600株を保存、提供

MOU: 二国間の覚書、PA: 共同研究契約

生物多様性条約を踏まえ、

- ◆微生物資源の共同探索事業を展開
- ◆微生物資源の有効利用のための共同研究を実施 (我が国への微生物資源の移転等を含む)

政府機関レベルでの微生物資源の移転は、世界初

- ◆資源保有国における人材の育成, 技術移転等

【多国間の取組み】



NITEが中核となりアジア11か国と共に微生物資源の保全と持続可能な利用のための「アジア・コンソーシアム」を設立 (2004年10月)

< 具体的な取組み >

- アジア生物遺伝資源機関ネットワークの構築
- 人材の育成